

豊川市ボランティア・市民活動センター施設使用料減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市ボランティア・市民活動センター条例（平成23年豊川市条例第21号。以下「条例」という。）の規定に基づき、豊川市ボランティア・市民活動センタープリオの団体活動室（以下「活動室」という。）の使用料の減免の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者)

第2条 条例第18条に規定する特別の理由があると認める者とは、条例第2条第2号に規定する登録団体であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 活動室の利用に関するモニタリング調査のため試行的に利用する者（以下「試行利用者」という。）
- (2) 市民協働によるまちづくりの推進に特に寄与すると認められる者（以下「市民協働推進者」という。）

(減免対象期間等)

第3条 試行利用者及び市民協働推進者は、活動室を利用する月からのみ減免を受けることができる。

2 減免の対象期間は、次の各号に掲げる許可利用者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 試行利用者 活動室の利用を開始する月から起算して3か月間
- (2) 市民協働推進者 活動室の利用を開始する月から起算して連続した3年間

3 試行利用者及び市民協働推進者が受けられる減免は、1登録団体につき各1回とする。

(減免割合)

第4条 使用料の減免割合は、次の各号に掲げる許可利用者の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 試行利用者 10割

(2) 市民協働推進者 1年目は7割、2年目は5割、3年目は3割

なお、使用料に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前より引き続き活動室を利用する市民協働推進者にあつては、第3条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日の属する月から減免を受けることができるものとする。